

子供の貧困対策支援員の 体制づくりと活動の手引き

平成 31 年 2 月

沖縄県

目次

はじめに	1
作成主体及び検討体制	2

第1章 子供の貧困対策支援員とは

1	子供の貧困緊急対策事業について	3
2	子供の貧困対策支援員の役割	3
3	子供の貧困対策支援員の支援対象	3

第2章 子供の貧困対策支援員の位置づけと活動体制

1	子供の貧困対策支援員の位置づけ	5
2	子供の貧困対策支援員の活動の特徴	5
3	市町村が行う子供の貧困対策支援員の活動体制の整備	6
4	子供の貧困対策支援員の活動方針の策定	7
5	子供の貧困対策支援員の活動のマネジメント	7
6	子供の貧困対策支援員の配置モデル	9

第3章 子供の貧困対策支援員の活動の展開

1	子供の貧困対策支援員の活動全体における大切な視点	13
2	子供の貧困対策支援員の役割に応じた活動	13

第4章 子供の貧困対策支援員の資質向上と活動の評価

1	子供の貧困対策支援員の自覚と責任による自己研鑽	19
2	子供の貧困対策支援員の活動に対する助言等	19
3	子供の貧困対策支援員に対する研修等	19
4	子供の貧困対策支援員の活動の評価と活動の見直し	20

第5章 子供の貧困対策支援員が支援を行う際のポイント

1	子供の貧困対策支援員が持つべき倫理的配慮	22
2	相談支援の流れ	27
3	訪問支援（アウトリーチ）	28
4	不登校の児童生徒への対応	30
5	緊急性・重大性が高い事案への対応	31

参考資料1 アセスメント等のためのツール

1	アセスメント等のためのツールの概要	35
2	アセスメント等のためのツールの利用方法	36

様式

■アセスメントシート【①基本】【②子供】【③支援方針等検討】	38
■支援記録シート	42
■支援評価シート	43
■Ⅰ活動量集計表	45
■Ⅱ活動結果（支援のつなぎ）集計表	46
■Ⅱ活動結果（行政による支援の開始）集計表	47
■Ⅱ活動結果（支援による就労状況の変化）集計表	48
■Ⅲ支援による成果（世帯の変化）集計表	49
■Ⅳ支援による成果（子供の変化）集計表	51

参考資料2 参考情報

1	子供の貧困対策に関する連絡先・相談窓口等	54
2	子供の貧困に関係する主な指標	56
3	主な関係法令等	59

はじめに

沖縄県が平成 27 年度に行った調査では、子供の貧困率が 29.9%と全国の 16.3%（当時）を大きく上回ったほか、経済的な困難が子供の成長や学業に深刻な影響を及ぼしている実態も明らかとなりました。

このような状況を踏まえ、沖縄県では平成 28 年 3 月に「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定し、子供のライフステージに沿った、切れ目のない総合的な支援に取り組んでいます。

また、内閣府においても、沖縄の子供を取り巻く厳しい状況を踏まえて、平成 28 年度から沖縄子供の貧困緊急対策事業として、沖縄県内市町村が子供の居場所づくりや子供の貧困対策支援員（以下、この手引きでは原則として「支援員」と表記する。）の配置等を行うための事業を行っています。

支援員は、子供の貧困に関する地域の現状を把握し、学校や関係機関との情報共有、子供を支援につなげるための調整等を実施する新たな専門職として、平成 29 年度現在で 29 市町村に 114 人が配置され、子供の貧困対策に関する最も重要な取組の一つとなっています。

支援員の配置や活動は、支援員個々の保有する資格や経験などが様々であることや、地域によって課題や活用できる資源も異なることなどから、市町村の実情に応じ行われているところです。

市町村や支援員から、「支援員の活動を充実したものとするためには、支援員の活動体制や活動内容等について考え方を整理して示す必要がある」との声があったため、今回、沖縄子供の貧困緊急対策事業（支援員養成研修沖縄県事業）の一環として、この手引きをまとめました。

支援員の皆さんは、子供や世帯が抱える多岐にわたる問題に日々向き合い、自立や改善に向けて支援を行う大変困難な仕事に取り組まれています。ときには、思い通りに進まず無力感を感じることや、問題を受け止めきれずストレスを抱えてしまうこともあるかもしれません。

今後、この手引きを手掛かりに、各市町村における支援員の活動を支える体制づくりや、同じ仕事をする仲間との研鑽などが進み、支援員の皆様の活動がより充実したものとなるよう願っています。

平成 31 年 2 月

沖縄県子ども生活福祉部長

大城 玲子

作成主体及び検討体制

この手引きは、平成 30 年度沖縄子供の貧困緊急対策事業（支援員養成研修沖縄県事業）の一環として、沖縄県（子ども生活福祉部子ども未来政策課）が特定非営利活動法人サポートセンターゆめさきに委託して作成しました。

この手引きの内容については、特定非営利活動法人サポートセンターゆめさきが設置した「子供の貧困対策支援員の活動の手引き検討委員会」における議論を反映したほか、内閣府沖縄振興局総務課事業振興室からの助言を参考にしています。

■子供の貧困対策支援員の活動の手引き検討委員会

子供の貧困対策支援員	那覇市 主任子ども自立支援員	佐藤 明美
	浦添市 てだこ未来応援員	銘苺 幸乃助
学識	琉球大学法文学部 教授	本村 真
	沖縄大学人文学部 准教授	島村 聡
行政	那覇市福祉部保護管理課 副参事	山城 忠信
	うるま市こども部こども未来課 課長	川端 登

第1章 子供の貧困対策支援員とは

1 子供の貧困緊急対策事業について

全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、平成 28 年度から内閣府により沖縄子供の貧困緊急対策事業が実施されています。

緊急対策事業による補助金を活用し、市町村においては支援員の配置と子供の居場所の運営支援が行われ、県においては支援員に対する研修や高校内での居場所運営、事業の成果の分析・評価・普及、学生ボランティアのコーディネート、支援員や子供の居場所の活動を支援する支援コーディネーターの配置などを行っています。

2 子供の貧困対策支援員の役割

沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金は「貧困家庭の子供の福祉の増進に資すること」を目的として交付されており、支援員の役割は内閣府の実施要領により次のように規定されています。

【沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金実施要領 3 (1)①ア】

子供の貧困対策支援員は、地域に出向いて子供の貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、子供の居場所づくりを行う NPO 法人等の関係機関との情報共有や、子供を支援につなげるための調整を行う。また、居場所の担い手を確保するなどして、新たな子供の居場所づくりの準備等を行う。

3 子供の貧困対策支援員の支援対象

支援員の支援対象は、内閣府の実施要領により次のように規定されています。

【沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金実施要領 4】

本事業の対象となる者は、おおむね 18 歳以下の者とする。

また、支援員の支援の対象となる子供は、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者（生活保護受給世帯の子供を含む。）又は学校教育法に基づく就学援助制度の対象者（生活保護受給世帯の子供を含む。）とする。

参考：支援員の支援対象にかかる規定等

■生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者について

生活困窮者自立支援法第3条において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」と規定されています。

■学校教育法に基づく就学援助制度の対象者について

(1) 就学援助の実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されています。

(2) 就学援助の対象者

就学援助の対象者は、「要保護者」と「準要保護者」となっています。

ア 要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

イ 準要保護者

市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者【認定の基準は各市町村が規定】

Q & A 1-1 予防的な支援に対する支援員の関わりとは？

「貧困の連鎖」を防止するためには、すでに困窮状態にある子供への支援だけでなく、そのままでは将来困窮状態に陥るリスクが高い子供への支援という視点を持つことも重要です。

支援員が活動を行う中でそのようなリスクを抱えている子供を発見した場合は、子供や世帯の状況を把握し、適切な支援につなぐなどの対応を行うようにしてください。

Q & A 1-2 支援員は学習支援、居場所、不登校支援等の活動に直接関わるべきか？

支援員の役割としては、支援員が必要と見立てた支援内容について、自ら行うことまでは想定されていません。支援対象者のニーズや状況に応じ、適切な支援先につなぐようにしましょう。

ただし、支援のつなぎの過程などにおいて、支援員が学習支援、居場所、不登校支援等に直接関わる事が求められる場合はあり得るものと考えます。

そのような場合においては、支援員として行うべき業務の範囲について、市町村として判断の上、対応するようにしてください。

第2章 子供の貧困対策支援員の位置づけと活動体制

1 子供の貧困対策支援員の位置づけ

支援員は、**貧困に起因する様々な困難を抱えた子供とその世帯を対象として、地域全体で支援を行っていく**ために、子供や世帯がおかれた環境への働きかけや、必要に応じて関係機関等へつなぐなどして問題解決を図っていくことが期待されています。

そのため、支援員は、**児童家庭福祉領域におけるソーシャルワーカー**として位置づけられます。

支援員が活動を行うにあたっては、多機関・多職種と連携・調整しつつ、支援を要する子供の「福祉」を大切にして支援にあたることを心がけましょう。

参考：子供の貧困対策支援員の名称について

支援員の名称は、支援対象者の心情等に配慮し、一般に受け入れられやすい名称としておくことをお勧めします。

実際に、多くの市町村においては「子ども支援員」、「スクールソーシャルワーカー」、「家庭支援員」など、“貧困”という言葉を用いない名称にしています。

支援員の職務内容等をイメージしやすいよう、「子どもソーシャルワーカー」という名称を用いてもよいでしょう。

2 子供の貧困対策支援員の活動の特徴

貧困の状態にある子供は、経済的な問題に端を発し、教育（学力）、生活（養育環境）、健康、人間関係（孤立）、自己肯定感の低さなど、幅広い問題を複合的に抱えている傾向があり、それらがそのまま放置されると、成長してもなお貧困状態が続いてしまう恐れがあります。

しかし、子供や世帯が抱えている問題は、必ずしも周囲から「見えやすい」場合ばかりとは限りません。むしろ、外見などから「明らかに」貧困と分かるような子供は少ないかもしれません。

また、子供の置かれている環境を変えるには、保護者や世帯全体が抱える問題に対応しなければならない場合もあります。

これらのことを踏まえると、支援員が活動を行う上では、

- ① 問題を抱えている子供を発見し、実態を把握した上で、適切な制度・機関等につなぐ
- ② 学校をはじめ、関係機関等と連携・調整してチームで支援を行う
- ③ 貧困の連鎖を予防する観点から支援をコーディネートする
- ④ 子供が置かれた環境（世帯等）に働きかける

ことが重要であり、これらに対応できる体制を市町村が整備することが求められます。

3 市町村が行う子供の貧困対策支援員の活動体制の整備

支援員が効果的に活動するためには、市町村（教育委員会含む）が支援員の活動体制を整備し、支援員の活動をきめ細かく支えていく必要があります。そのためには、行政の責務として、次のような取組が必要となると考えます。

【市町村で行う支援員の活動体制整備に係る具体的な内容】

情報収集	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域・学校の実態把握と課題分析 ② 他市町村の活動等の情報収集 等
支援員の活動方針策定・周知	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域・学校の課題分析及び他事業や関係機関等との連携状況を踏まえ、支援員の活動方針策定 ② 策定した活動方針の関係機関・学校等への周知
支援員の職務内容の設計及び適切な人材の配置	<ol style="list-style-type: none"> ① 活動方針に基づき支援員の具体的職務内容の決定 ② 決定した活動方針や職務内容に沿って、適切な人材を配置
支援員の活動のサポート	<ol style="list-style-type: none"> ① 支援員の勤務環境向上（活動しやすい環境づくり等） ② 支援員の安全確保（親の精神疾患や DV などに対するリスクマネジメント、支援員のメンタルケアなど） ③ 支援員同士による課題等共有の促進（孤立防止） ④ 市町村による関係者連絡会議等の開催
支援員の資質向上の機会確保等	<ol style="list-style-type: none"> ① 支援員の研修や他の支援者等との交流の機会確保 ② 市町村による研修会・勉強会の開催 ③ 県が配置する支援コーディネーターとの連携
支援員の活動の評価・発信	<ol style="list-style-type: none"> ① 活動記録等の管理（日報、月報、アセスメント等記録、ケースカンファレンス記録、引き継ぎ等） ② 支援員の活動の評価及び見直し（PDCA サイクル） ③ 支援員の活動内容及び効果の発信

4 子供の貧困対策支援員の活動方針の策定

支援員が活動を行うにあたっては、地域によって子供を取り巻く環境や支援体制等が異なることから、地域・学校等の抱える課題の分析等を踏まえ、

- ① **Why** 何のために
- ② **How** どのように
- ③ **Who** 誰が（支援員と関係機関等の役割分担など）
- ④ **What** 何をするのか、何ができるのか
- ⑤ **When** いつ（時期、期間）
- ⑥ **Where** どこで、

などを明らかにした「支援員の活動方針」を毎年度策定することが望ましいと考えます。

「支援員の活動方針」を策定することにより、計画した内容と実際の活動実績を比較することが可能となりますので、支援員の活動内容の見直しなどが行いやすくなります。

なお、支援員が活動を円滑に行うためには、策定した活動方針について、支援員と連携・協力する可能性のある関係機関・団体等（庁内関係課や教育委員会、学校等含む）にあらかじめ周知を図り理解を得ておくことも大切です。

5 子供の貧困対策支援員の活動のマネジメント

支援員が安心して活動に専念できるよう市町村（担当職員等）は、事業実施主体として、日頃より支援員と綿密にコミュニケーションをとるほか、日々の業務管理、支援員の活動状況の把握、支援員の活動に係る対外的な調整など、支援員の活動のマネジメントを適切に行うようにしましょう。

なお、自ら支援員としての活動を行いながら、他の支援員に対して指導・助言を主に行う「監督的立場の支援員」を配置することも内閣府から認められていますが、そうした人材を配置した場合であっても、支援員の業務の管理は市町村（担当職員等）において責任を持って行っていく必要があります。

参考：那覇市の取組事例（活動方針の策定、支援員間の情報共有）

那覇市では、毎年度「子ども健全育成支援プログラム」として、関連する事業の方針をまとめています。子ども自立支援員（子どもの貧困対策支援員）が学校訪問、家庭訪問、検討会議などへ参加することについても、方針の中に位置づけ、活動に取り組んでいます。

また、毎週、ワークショップ形式で支援員が活動を報告する場を設け、日々の支援を振り返り、悩みも共有することで、活動内容の向上や支援員の孤立防止に役立てています。

参考：浦添市の取組事例（支援員の活動体制見直し等）

浦添市では、支援員がより効果的に活動しやすいよう、支援員の活動体制を見直し、平成 30 年度から新たな体制で業務を行っています。

■見直しの内容と効果

① 配置の主体を外部委託から直営に変更

⇒ 市の直営としたことで外部委託時に比べ教育機関や地域との関係の構築が比較的スムーズになった。

② 配置人数を「小学校区ごとに 1 名」から「中学校区ごとに 2 名」に変更

⇒ 2 名体制とすることで、支援員が協力して活動できるようになった。

③ 中学校区に配置するコミュニティソーシャルワーカーと事務所を共有

⇒ コミュニティソーシャルワーカーと事務所を共有することで、地域の実情が把握しやすくなり、地域の支援者等との関係構築がスムーズになった。

■その他の取組

① 全体会議を週一回、定例で行っている。

② 支援員の活動内容によって、5 通りの勤務時間を設けている。

③ 出退勤の管理は市役所本庁で行っている。

6 子供の貧困対策支援員の配置モデル

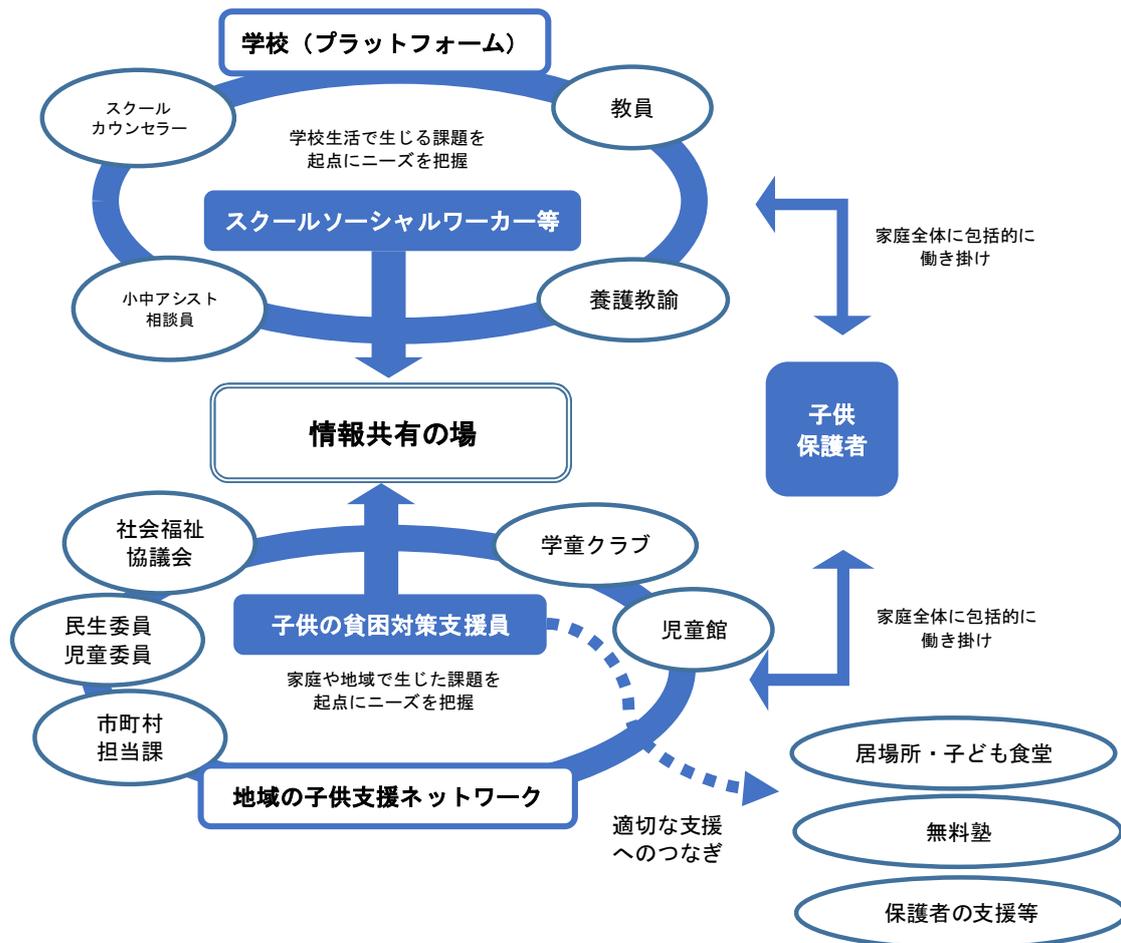
支援員は、地域の実情に合わせて、市町村の福祉部門または教育部門（教育委員会・学校）に配置されています。どちらの部門に支援員が配置されても、関係機関等と連携をしながら子供や世帯の支援を展開させていくことには変わりありませんが、配置場所によって、支援員の学校や地域ネットワークとの関わり方が異なることもあります。

（１）福祉部門配置の場合

福祉部門配置の支援員は、家族構成、養育環境、支援歴など世帯のおかれた状況については、比較的把握しやすいかもしれませんが、しかし、子供が学校生活の中で抱える問題や課題などについては、教員や学校配置の支援者との連携がなくては把握することは困難です。

支援員は、日頃より学校関係者との情報共有の機会を設け、連携しやすい関係性を築くことにより、子供に必要な支援を地域のネットワークと学校の両面から展開できるように努めましょう。

図 2-1 福祉部門配置のモデル



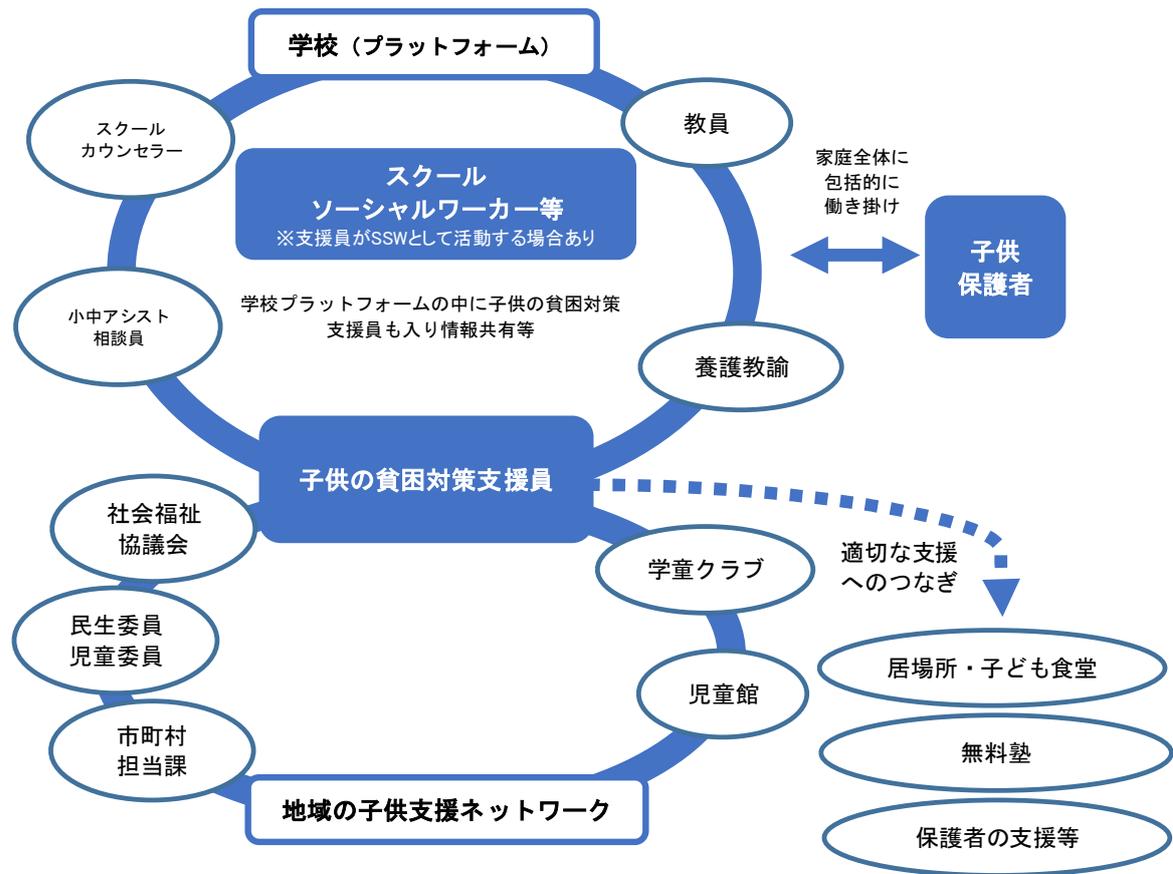
※島村聡「居場所と支援員の調査結果 2016～2017」に基づき沖縄県において作成。

(2) 教育部門（教育委員会・学校）配置の場合

教育部門配置の支援員は、日常的に学校をプラットフォームとして支援を展開できるため、学校に関わる子供の問題や課題については、比較的把握しやすいかもしれません。しかし、地域の関係機関等との連携がなくては、子供が抱える問題等の背景や、世帯が抱える問題や課題を把握することは困難です。

支援員は、日頃より地域の関係機関ともネットワークを築き、子供に必要な支援を学校と地域のネットワークの両面から展開できるように努めましょう。

図 2-2 教育委員会（学校）配置のモデル



※島村聡「居場所と支援員の調査結果 2016～2017」に基づき沖縄県において作成。

Q & A2-1 教育部門における子供の貧困対策支援員の配置形態の類型とは？

教育部門へ支援員を配置する場合は、主に①**学校配置型**（担当校での勤務）、②**派遣型**（教育委員会から必要時に学校へ派遣）、③**学校巡回型**（定期的に担当校を巡回）の3つの形態があります。

このうち「①学校配置型」は、子供や学校関係者との信頼関係を構築しやすいが、市町村のマネジメントがしづらく、支援員の活動範囲が校内に限られやすい傾向があります。

「②派遣型」は、市町村が支援員の活動をマネジメントしやすいが、子供や学校との信頼関係を構築しづらい傾向にあります。

「③学校巡回型」は、「①学校配置型」と「②派遣型」の両方の長所を活かした支援員の配置が可能な形態ですが、支援員が担当する学校が多くなった場合、1校あたりの巡回頻度が少なくなってしまう場合があることに留意が必要です。

Q & A2-2 学校との連携を円滑に行うにはどうすればよいか？

支援員の役割や活動内容について、県や市町村から、学校（教職員）に向けて周知等を行っておりますが、学校や地域によって理解や受入の状況は異なります。

支援員が初めて学校を訪問する場合や、支援員の担当が変更になった場合、年度初めなどにおいては、行政担当者や教育委員会担当者などと一緒に学校を訪問し、校長、教頭、学校側の窓口となる職員等に紹介してもらうことなども、顔の見える関係づくりに有効でしょう。

また、最初から学校に対して「してもらいたいこと」を要望するのではなく、支援員が定期的に学校を訪問し、学校が必要とする情報を収集・提供するなどして徐々に学校関係者と信頼関係を築いていくとよいでしょう。

Q & A2-3 スクールソーシャルワーカーとして支援員が活動してよいか？

支援員がスクールソーシャルワーカー（SSW）と称して活動を行うことは内閣府からも認められているため、市町村によっては、SSWとして支援員が活動を行っている場合もあります。

ただし、支援員がSSWとして活動を行う場合も、支援員とSSWでは支援対象が同一でないこと（①支援員の支援対象は生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者又は就学援助制度対象者の子供、②支援員の支援対象は児童生徒だけでなく未就学児等も含む）や、支援員の役割には「新たな子供の居場所づくり」が位置づけられていることなど、SSWと異なる点があることに留意するようにしましょう。

参考：スクールソーシャルワーカーの職務

スクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けに従事すること。

具体的なスクールソーシャルワーカーの職務は、次のものが考えられること。

(不登校、いじめ等の未然防止、早期発見、支援・対応等)

- ・ 地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け
- ・ 学校アセスメントと学校への働き掛け
- ・ 児童生徒及び保護者からの相談対応
- ・ 地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け

(不登校、いじめ等を認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助)

- ・ 児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント
- ・ 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援
- ・ 自治体における体制づくりへの働き掛け

平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文科初第 1747 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」より一部抜粋

第3章 子供の貧困対策支援員の活動の展開

1 子供の貧困対策支援員の活動全体における大切な視点

(1) エコロジカル（生態学的）視点

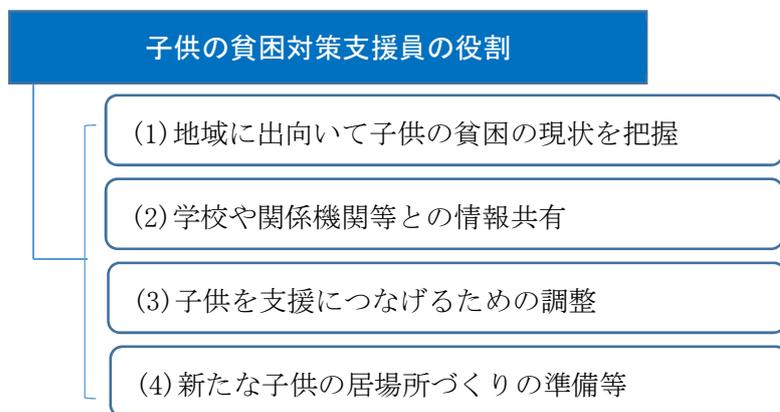
問題や課題の発生の責任を子供や世帯に求めず、子供や世帯を取り巻く環境との相互作用・影響に焦点を当て、問題や課題の解決のために環境に働きかけていくようにしましょう。

(2) ストレngth（能力や強さ）視点

問題や課題を理解する際に、子供や世帯が本来持っている能力や強さに焦点を当て、それらを高めるように働きかけることで問題や課題の解決を考えていくようにしましょう。

2 子供の貧困対策支援員の役割に応じた活動

内閣府の沖縄子どもの貧困緊急対策事業費補助金実施要領で定められている支援員の役割には、主に次の4つがあります。これらの役割に応じた具体的な活動について考えてみましょう。



(1) 地域に出向いて子供の貧困の現状を把握

支援員は子供の支援を行うにあたって、次の2つの視点で子供の現状を把握する必要があります。

- マクロ的視点** ⇒ 地域全体が置かれている現状や課題の把握
- ミクロ的視点** ⇒ 問題や課題を抱える子供（世帯）のニーズの把握

支援員の活動にあたっては、子供や世帯が抱える問題や課題が生じる背景について理解することや、支援のつなぎ先となる地域の社会資源等を把握しておくことが重要になります。

そのため、支援員は、積極的に地域に出向いて、学校や子供の居場所、放課後児童クラブ、児童館など子供が多く集まる場所や、行政機関や困窮世帯等の情報を有する機関等から支援に必要な情報を集めるようにしましょう。

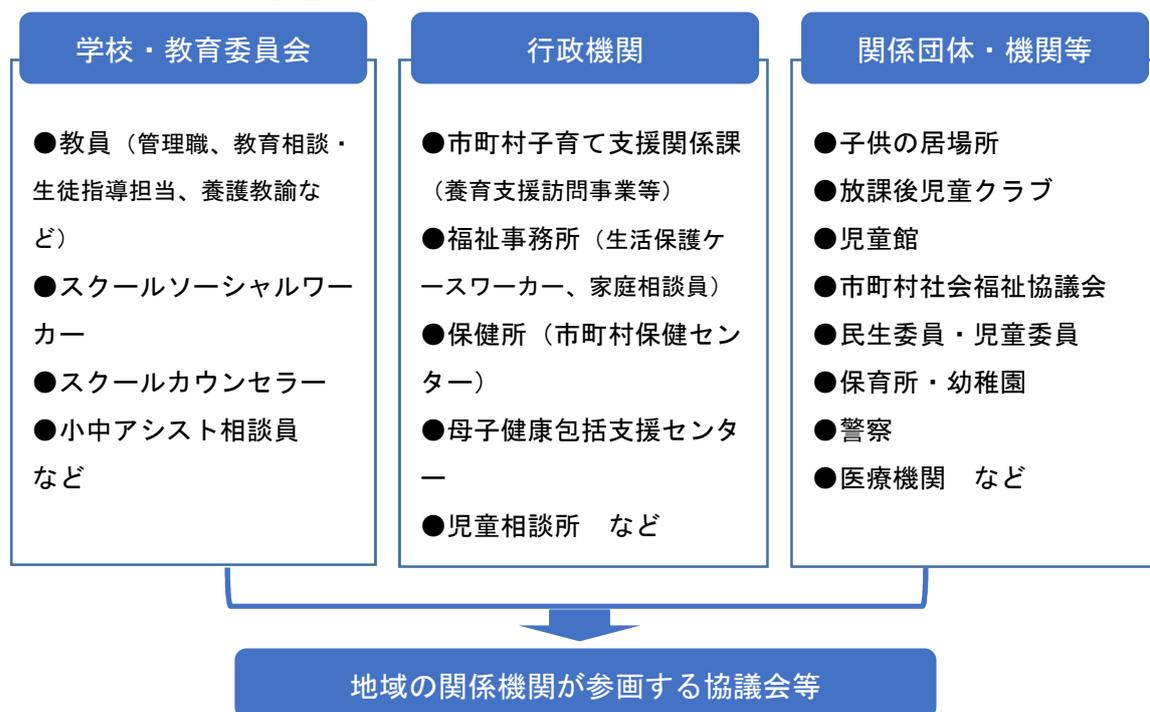
また、問題や課題を抱える子供や保護者が、支援員の存在を知らなかったり、知っていても自ら相談をするゆとりがないこともあります。必要に応じて、家庭を訪問することなどにより支援対象となる子供や保護者と関係を築きながら、詳細に子供や保護者のニーズを把握していくようにしましょう。

ワーク 3-1 どうしたら地域の子供のニーズをもっと把握できるか考えてみましょう

(2) 学校や関係機関等との情報共有

支援員が支援を展開していくうえで、学校、行政機関、地域の関係団体・機関等との連携・情報共有は不可欠ですので、支援者や関係者の集まる協議会等があれば、積極的に参加するようにしましょう。また、そのような機会がない場合は、自ら開催することも考えてみてもよいでしょう。

図 3-1 支援員の主な連携先



ワーク 3-2 あなたの地域で連携・情報共有が必要な関係機関等を考えてみましょう

参考：南風原町の取組事例（協議会の開催）

南風原町では、関係者が参加して2週間に1回「**キッズ会議**」を開催しています。「キッズ会議」で子供への支援方法等について検討し、必要に応じ「子ども元気 ROOM」（子供の居場所）などにつないでいます。

〔キッズ会議参加者〕

- 子ども元気支援員（子どもの貧困対策支援員）、● 家庭児童相談員（こども課）、
- 子ども元気 ROOM スタッフ、● スクールソーシャルワーカー、● 指導主事（必要時に参加）、
- CSW（必要時に参加）、● 学校（必要時に参加）

(3) 子供を支援につなげるための調整

支援員は、学校や関係機関等からの情報を基に、支援対象者のアセスメントを行い、適切な支援につなげていきます。保護者が必要な手続きなどを自力で行うことが困難と思われる際には、支援員が申請書等の記載を手伝うなど、丁寧な対応も必要でしょう。

なお、アセスメントや支援につなぐための調整においては、子供のみならず、保護者を含め世帯全体に包括的に働きかけていくことが重要です。

図 3-2 つなぎ先として活用できる主な制度や窓口

生活の支援	教育の支援	経済的支援	就労の支援
子供の居場所・ 子ども食堂	就学援助 (小中学生)	児童扶養手当 (ひとり親世帯)	母子家庭等就業・ 自立支援センター
生活困窮者自立 支援制度の相談 支援機関 (就職・生活支援パ ーソナルサポートセ ンター等)	奨学給付金 (高校生)	放課後児童クラブ 利用料軽減	高等職業訓練 促進給付金 (ひとり親世帯)
母子生活支援施 設・母子家庭生活 支援モデル事業	無料塾 (小中高)	子ども医療費助成	自立支援教育 訓練給付金 (ひとり親世帯)
公営住宅優先入 居(ひとり親世帯等)	通学費負担軽減 (高校生)	母子父子寡婦福 祉資金貸付金	地域若者サポート ステーション
	給付型奨学金等	生活福祉資金 (貸付)	

※上記の制度や窓口は例示です。実際にあなたの地域で活用できる制度や窓口等について把握しておきましょう。

参考：支援員と居場所との連携について

支援員は居場所に子供をつないだ後も、つないだ子供の状態等について居場所の職員等と情報共有し、それぞれの役割に応じ連携して支援を行うようにしましょう。

浦添市では、各小学校区ごとに「浦添市てだこ未来応援居場所支援者会議」を設置し、毎月1回、小中学校関係者、子供の居場所支援者、コミュニティソーシャルワーカー、子供の貧困対策支援員（浦添市てだこ未来応援員）が集まって、児童の情報共有を行っています。

ワーク 3-3 あなたの地域で活用できる制度や窓口等について調べてみましょう

Q & A 3-1 地域に適切なつなぎ先がない場合はどのように対応すべきか？

支援員が子供や世帯の困難を把握した場合において、適切な支援のつなぎ先がない場合があります。

例えば、子供を「子供の居場所」につなぎたいが、保護者や居場所では送迎が困難であり、他に利用できる送迎支援もないため、子供が通うことができない場合などです。

このようなケースがあった場合は、日頃から情報を収集しておき、地域のニーズを整理しておきましょう。ニーズを市町村レベルや、圏域レベルで集約することにより、行政等において実施すべき施策等を検討する際の情報として活用できます。

ただし、緊急性や必要性を勘案し、支援員自らが一時的に地域資源を補完する場合もあり得るものと考えます。そのような場合においても、支援員の本来の職務とのバランスを失わないよう、市町村において定期的に業務の状況を確認し、必要に応じ見直しを行うようにしましょう。

(4) 新たな子供の居場所づくりの準備等

子供の居場所は、食事等を通じ地域の大人が子供に関わることにより、子どもの孤立防止等に有効な拠点として設置が進んでいます。子供が日常的に立ち寄ることができるためには、小学校区単位を目安として居場所が設置されていることが望ましいですが、現状では、設置のない校区が多数あるほか、地域偏在等も課題となっています。

そのため、支援員が把握した地域の情報等に基づき、新たな居場所づくりを進めることも重要です。支援員は、日頃からの地域との関わりにより、子供の居場所の担い手となり得る人材への情報（居場所設置に係る補助金等）を提供したり、助言等を行うことにより、新たな居場所の設置を後押しする役割も期待されています。

ワーク 3-4 あなたの地域で子供の居場所等がない小学校区がないか確認してみましょう

第4章 子供の貧困対策支援員の資質向上と活動の評価

1 子供の貧困対策支援員の自覚と責任による自己研鑽

支援員は、困難を抱えた子供や世帯を支援する立場を十分に自覚し、支援に係る知識やスキルを身に付け、効果的な支援を提供できるように、日頃から積極的に支援者同士で交流したり、関連する研修会や勉強会に参加するようにしましょう。

また、特定の理論や支援方法にこだわらず、同じ立場の支援者、様々な専門家や関係者と協力しながら支援を展開させていく柔軟性を持つことも大切です。

2 子供の貧困対策支援員の活動に対する助言等

支援員は、定期的な経験や知識のある指導的な立場の支援者から、活動について指導や助言を受けるようにしましょう。

そうすることにより、支援者としての課題に気づくことができたり、効果的に知識やスキルを身につけやすくなります。

参考：支援コーディネーターからの助言等

県において、支援員や子供の居場所の活動に対し助言等を行う「支援コーディネーター」を配置しています。

支援員は、必要に応じて、支援コーディネーターから支援上の困りについて助言や指導を受けることができます。より適切な支援実施のため、「支援コーディネーター」を上手に活用してみたいでしょうか。

3 子供の貧困対策支援員に対する研修等

支援員は必要な知識や技量を身につけるために、所属部署等が企画する勉強会や地域における研修会などに積極的に参加するようにしましょう。

毎年度、県においても支援員を対象とする研修を開催しますので、できる限り参加し、知識や技量の向上に努めるとともに、他圏域の支援員との交流や情報交換の機会としても活用してください。

4 子供の貧困対策支援員の活動の評価と活動の見直し

支援員の役割は多岐にわたっており、人が人を支えていくという業務の性質上、活動のすべてを数量的に把握することは困難な場合もありますが、支援員の活動内容が支援を必要とする子供や世帯等のニーズに応えられているか確認するためには、「支援員の活動量」や「支援の成果」について、定期的に把握することが重要です。

「支援員の活動量」は、支援員が支援に必要があり行った活動（電話、面談、訪問、会議など）の回数を把握するものです。

「支援の成果」は、支援員が関わった後、子供や世帯の状況がどのように変化したか（改善の程度）を把握するものです。

「支援員の活動量」や「支援の成果」の項目やカウント方法など具体的な取り扱いは、参考資料1「アセスメント等のためのツール」を参考にしてください。

Q & A 4-1 子供の貧困対策支援員の活動範囲等をどのように考えるべきか？

■支援員は「何をやるべきか」

市町村が行う地域・学校の実態把握や課題分析の結果を踏まえて、支援員に求められている役割（第3章-2参照）の中で、何を重視して活動を行うのか明確にしておきましょう。

■支援員は「どこまでやるべきか」

支援員の活動内容ごとにあらかじめ数値目標を定めておくと、支援員が支援を「どこまでやるべきか」について判断しやすくなるでしょう。

ただし、支援員が目標数値の達成を重視することで、子供や世帯の「福祉」が置き去りにされてはなりません。数値目標は、あくまで「福祉」の効果的な実現のために設定するものであることを理解しておきましょう。

■支援員が行う「つなぎ」の範囲

支援員の主な役割の一つに、子供や世帯を必要な社会資源や制度につなげる、いわゆる「つなぎ」支援があります。単に情報を提供するだけでは必要な社会資源や制度につながらないことも多いため、子供や世帯との関係づくりから始まり、動機付けを支えるなどの関わりが必要となります。

なお、つないだ後においても、つながりが安定するまで見守りが必要となる場合もあります。支援対象者が必要な関係機関や制度にしっかりとつながり、結ばれるまでがつなぎ支援であると意識するようにしましょう。

■支援員の担当する適正なケースの数

支援員が活動を行う中において、担当するケースの数が増える一方になってしまいがちです。

年度末など定期的に機会を設け、支援の継続・終結・中断の判断を行い、継続して支援が必要なケースの数を整理しましょう。担当するケースの数を、適切に業務が執行できる範囲に収めることを意識することが大切です。

適切な担当ケースの数は、支援員の経験・勤務形態、困難ケースの数量、活用できる地域資源、関係機関からのサポートなどにより異なってきますので、これらの要素を総合的に考慮して判断するようにしてください。

Q & A 4-2 支援の終結・中断の考え方について

支援の終結や中断については、以下の考え方も参考に判断を行い、アセスメントツール様式「評価シート」を活用するなどして整理してみましょう。

■支援の終結

支援の結果、

問題が解決した場合

（問題解決に至っていないが）支援員としての役割が終了したと判断した場合などに、「支援を終結」と判断します。

「問題が解決した場合」とは、問題が改善又は解決されたことにより、支援対象者の生活が安定し、支援が必要なくなった場合をいいます。

また、他の支援機関につながる等、問題解決に向けて対応がなされ、支援員としての役割を終えた場合も、支援の終結を判断するタイミングと考えてよいでしょう。

なお、支援の終結を判断するにあたっては、支援対象者と面談等により終結について確認を行うほか、支援に関わる関係者とも対応を調整しておきましょう。

■支援の中断

支援開始後に、

何らかの事情で子供や世帯と連絡が取れなくなってしまった場合

特別の事情が生じたことにより支援の継続が困難になってしまった場合

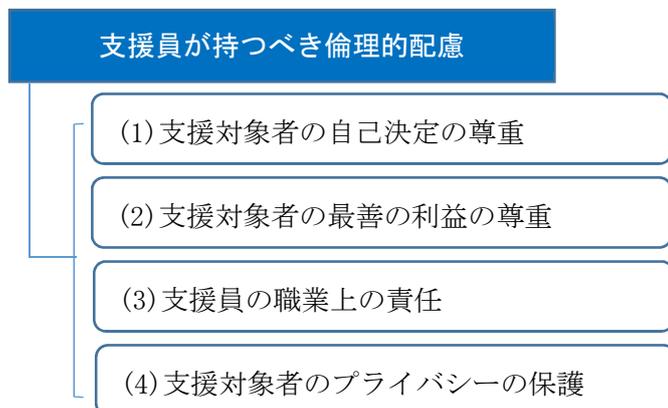
などにおいては、支援の中断を判断せざるをえないこともあります。

そのような場合は、中断した日時や理由を記録しておきましょう。

また、支援の中断を行う場合は、可能な限り、支援対象者のほか支援に関わる関係者に対し、支援員が支援を中断することや、必要となった場合は、再び支援を行うことが可能であることを伝えておきましょう。

第5章 子供の貧困対策支援員が支援を行う際のポイント

1 子供の貧困対策支援員が持つべき倫理的配慮



(1) 支援対象者の自己決定の尊重

「自己決定の尊重」とは、『他者からの干渉や介入なしに自分のことを自分で決めることを尊重されること』をいいます。

自己決定を尊重した具体的な相談行動には、①傾聴する、②相手を認める・肯定する、③相手が望んでいることを確認する等が含まれます。

子供には子供の自己決定、保護者には保護者の自己決定がそれぞれにあります。支援員は、支援対象者に対し助言や解決法の提案を行う際、子供と保護者の両方の自己決定を尊重することが求められます。

原則として、支援対象者との関わりにおいては、指示・命令や非難などを行わないよう心がけましょう。

対人援助についてより深く学ぶための一冊

「動機づけ面接を身につける」(星和書店) 著 : David. B. Rosengren ほか 監訳 : 原井弘明

Q & A 5-1 居場所等の利用の意思決定は誰が行うのか？

対人援助の分野において、『サービス利用の決定をするのは子供なのか、それとも保護者なのか』という議論があります。

子供には保護者がいて、保護者には親権があります。親権とは、子供の利益のために子供を監護したり教育をする権利や義務のことをいいます。未成年の子供については、親権を持つ保護者がサービス利用を決めることとなります。

サービス利用について、子供の自己決定と保護者の自己決定が同じである場合は特に問題はありせん。

しかし、子供と保護者で自己決定が異なる場合はどのように考えればよいでしょうか。

原則としては、親権を持つ保護者の決定が優先されることとなりますが、子供の最善の利益を重視するという観点から、子供の自己決定を優先しなければならないこともあります。

例えば、子供が居場所の利用を望んでいるが、保護者はそれを望んでいないような場合において、子供の生活状態から食事が十分でないことが明らかであり、支援員から保護者と話し合いを持とうとするがなかなか連絡がつかないようなケースです。

このような場合において原則に従い保護者の自己決定を優先すると、子供の食事が不十分な状態が続いてしまい、子供の最善の利益の考慮という観点からは不都合が生じます。

このようなケースにおいては、保護者からのサービス利用についての承諾（決定）がなくとも、サービス利用が許容されると判断してよいでしょう。

また、子供や世帯のおかれている状況から、明らかに支援が必要と判断される場合であっても、子供と保護者の両者が支援を拒否する場合があります。

このような場合においては、子供や保護者との関係性を崩さないよう、拒否の理由などを丁寧に聴き取った上で、関係機関や学校などとも対応を話し合いながら、見守り等を行うようにしましょう。

民法

(監護及び教育の権利義務)

第 820 条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

参考：支援対象者の自己決定を尊重するためのポイント

支援員が、支援対象者の自己決定を尊重するためには、以下の点に留意が必要です。

助言

「早すぎる助言」に注意しましょう。様々な角度から状況を把握し、丁寧に見立ててから助言を行っても遅くはありません。支援員の思いを優先させて助言してしまうと、せっかく話したい気持ちになっている支援対象者の思いをないがしろにしてしまうかもしれません。

解決法の提案

解決法を提案する際は、十分に話を聞いてから提案しても遅くはありません。可能な限り複数の解決法があることが望ましく、支援対象者が選択する過程を大切にしましょう。

自己開示

支援対象者に対して、自身の現在の状況や過去の経験など個人的なエピソードを伝えることを自己開示といいます。支援員が個人的な話をするのが、支援対象者に安心感を与え、信頼関係を築くことに役立つ場合があります。

一方で、自己開示された支援対象者が、自分も個人的なことを話さないでいると、気まづくなるなどの心境に追い込まれることもあります。支援員が自己開示をする際は、自己開示の目的やタイミングを考えて行うようにしましょう。

指示・命令

支援対象者の自己決定の利益に優越する状況がある場合は、指示・命令することも許容されます。

例えば、目の前で、子供が他者を刃物で傷つけようとしているような状況であれば、子供の「誰かを傷つけたい」という自己決定よりも、他者の身体・生命を守ることが優先されるので、その子供に対して、指示・命令をしたり強制的に刃物を取り上げるなどの対応が必要となるでしょう。

(2) 支援対象者の最善の利益の尊重

支援対象者の「最善の利益の尊重」とは、支援対象者の自己決定を踏まえつつ、支援対象者にとって最大限に利益となるように配慮し、対応することをいいます。

子供に関わる支援では、子供に「どうしたいか」を確認することは大切ですが、子供は発達途上の段階にあり、考える力が限定されていたり経験が不足している場合もあることから、自分にとって最大限の利益になるよう物事を判断できるとは限りません。

このことは、保護者に対応する上でも同じことがいる場合があります。例えば、保護者の体調がすぐれない場合などにおいては、考えがまとめづらく、物事を決められないこともあります。また、利用できるサービスがあっても、知識や情報がないために利用について申し出ができないこともあります。

支援員は、支援対象者の自己決定を尊重しつつ、支援対象者の経験不足や知識を補いながら適切な提案を検討し、支援対象者が最大限に利益を得ることができるように対応を進めていくことが求められます。

参考：支援対象者の「自己決定の尊重」と「最善の利益の尊重」とのバランス

下記のケースを通じて、支援者として取るべき対応について考えてみましょう。

【ケース X】

支援員が学校と連携する中で、ある生徒（中学3年生）が不登校であり、部屋からほとんど出てこないひきこもり状態であることがわかった。保護者や教員と連携を取りながら少しずつ家庭訪問を重ね、支援員から本人に対し部屋の外から手紙を届けるなどして関係を築きたところ、「ちょっと会ってもいいかも」と本人が手紙で伝えてきた。

本人の部屋で会うことになったが、本人は支援員に会うことを了解していたにも関わらず、部屋の片隅で体育座わりし、壁に向かったまま動こうとしなかった。そのため、支援員が「人と話すときはせめて前を向こうよ。そういうことって、人として大切だと思うよ。」と、本人の肩に手をかけて、軽くこちらに向かせようとした。

自己決定の尊重の観点

支援員と部屋で会うことについては、本人の同意があるため、本人の「自己決定」がなされたものとみなせます。一方で、支援員と会う際、本人が支援員に背を向けて座ることも、本人の「自己決定」といえます。

最善の利益の尊重の観点

人の話を聞くときはその人の方向を向くことは常識的なマナーであり、これを本人に求めることは本人にとって将来の「利益」につながると考えられそうです。

しかし、それを初めて顔を合わせる段階で、本人の肩に手をかけてこちらを向かせることで伝えようとしたことは、本人の「自己決定の尊重」と「最善の利益の尊重」を考慮した際に、後者を優先させた対応となっています。

果たしてそれが支援者として「最善」の行動であったかどうかについては、慎重に再考する必要があるそうです。

（3） 支援員の職業上の責任

支援員は、相談支援に携わる者としての職業上の責任を果たすため、以下の点について留意しましょう。

- ① 支援対象者の信頼感や依存心を不当に利用しない。
- ② 支援員の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為をしない。
- ③ 支援対象者が最善の利益を受けられるよう努める。
- ④ 支援対象者に最良の支援を提供するために研修等へ参加し、指導・助言を受ける。
- ⑤ 自己の対応に対する批判や評価を謙虚に受けとめ、必要に応じ対応を改める。

(4) 支援対象者のプライバシーの保護

支援員が支援を通じて知り得た支援対象者の秘密を守ることは、支援対象者と信頼関係を築くための第一歩です。プライバシーが保護されるという安心感があるからこそ、支援に必要な情報を話してもらえます。

一方で、支援を進めていく過程で、関わっているケースについて他機関と支援対象者の個人情報を共有する必要もでてきます。

支援員が支援対象者のプライバシー保護を自覚しながら支援することは、支援対象者だけでなく、支援員自身をも守ることにつながります。

支援員が市町村に直接雇用されている場合は、市町村の個人情報保護条例、民間機関に委託している場合は個人情報保護法や委託契約書の個人情報保護取り扱いに関する条項を確認し、定めに従い対応することを心がけましょう。

参考：個人情報の定義と取り扱い

個人情報の定義

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報のことをいいます。他の情報と容易に照合でき、特定の個人を識別できるものも含まれます。

例えば、「氏名」や「その人が誰なのかわかる画像」などは個人情報になります。

「氏名」などと組み合わせることで個人が特定される情報（住所や携帯電話番号など）も個人情報になります。

個人情報の取り扱い

所属部署内において、業務に必要な個人情報を共有することについては問題はないでしょう。では、関係する他の部署と共有することについてはどう考えるべきでしょうか。

所属する機関における取決め・運用により解釈が異なりますので、所属部署内及び個人情報保護関連部署と確認しておく必要があります。

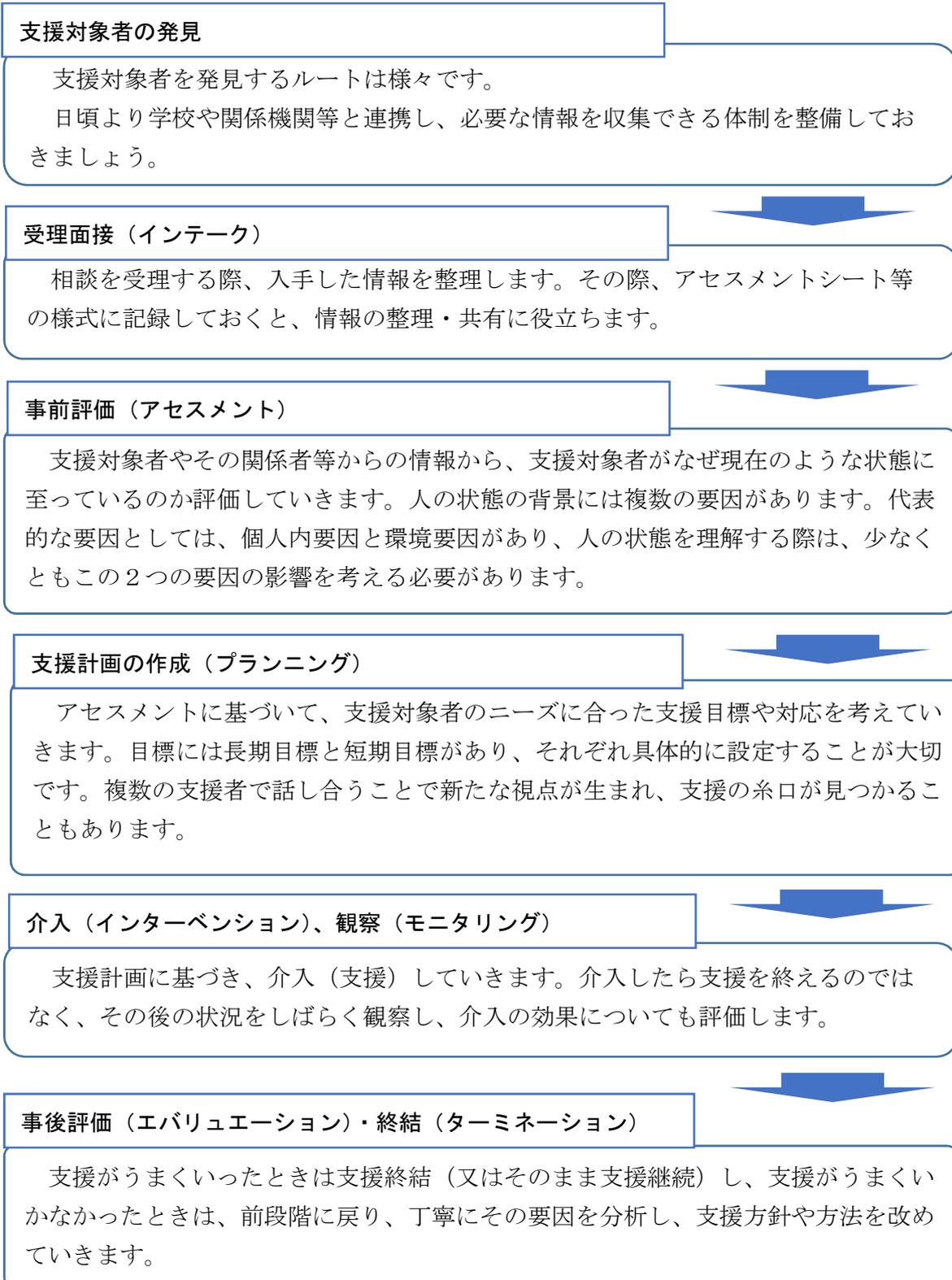
なお、他人に個人情報を「渡す」行為については、「口頭」での連絡も含まれることに留意が必要です。

所属部署以外と個人情報をやり取りする場合（所属部署内での目的外利用を含む）は、原則、支援対象者から同意を得る必要があります。

ただし、自傷他害のおそれがあるなど緊急性がある場合や児童虐待など法令に定めがある場合については、支援対象者からの同意なく個人情報の提供を行っても、原則、守秘義務違反や個人情報の漏洩に問われることはありません。

2 相談支援の流れ

相談支援は、次のようなプロセスを進めることが一般的です。市町村や所属部署によっては、支援員が下記の業務全てを担当せず、他の職員等と連携・分担して行うこともあります。



参考：事前評価（アセスメント）のポイント

アセスメントの視点

【多角的視点】支援対象者だけでなく家族や関係者等から情報を集める。

【検証の視点】集められた情報に基づき事実や根拠を明らかにする。

【ストレングス視点】支援対象者の長所を発見し、問題や課題解決のための資源として活用する。

アセスメントの範囲（どのような情報を集めるか）

支援対象者の状況によってアセスメントの範囲は異なりますが、主に、家族や他者との関係、生活歴や支援歴等について把握します。

参考資料1の「アセスメントシート」も活用しながら、支援対象者の情報を整理してみましよう。

誰から情報を集めるか

困りごとについて最も詳しいのは支援対象者本人だといわれています。まず、支援対象者やその家族から「教えてもらう」という姿勢を心がけましよう。

また、関係機関や地域住民などから情報を集める場合もあります。関係者等から情報を集める場合は、本人の了解をあらかじめ得ておくことが原則となりますが、虐待など子供の権利侵害が疑われる場合や、法律で定められている守秘義務の例外にあたる場合は、支援対象者の了解を得なくても要保護児童対策地域協議会等の枠組みで情報共有することも可能です。

3 訪問支援（アウトリーチ）

支援対象者が相談に出向くことが難しい場合、相談の必要性を感じつつも踏み出せない場合、あるいは、支援に対する支援対象者の動機づけが薄く、信頼関係を形成することが当面の課題となるような場合などにおいて、支援者からの介入手段として、訪問による支援対象者への働きかけが必要になることもあります。

訪問支援を必要とする世帯は、様々な経緯や背景から、他者に対する強い警戒、不安、敵意などの感情を持っている場合もありますので、実際の訪問を開始する前に、どのような経緯や背景で外部との接触が困難になったかをよく理解することが大切です。

この理解が不十分なまま訪問を開始してしまうと、訪問したことにより、かえって支援が進まない困難な状況をつくってしまうこともあります。

（1）訪問支援の特徴と留意点

支援員が子供や保護者を訪問する場合は、子供や保護者の生活空間に支援員が入っていくこととなりますが、その際、子供と保護者の両者に「相談をしよう」という心構えがあるとは限りません。誰でも多かれ少なかれ、自分のスペースへ他者が入ってくることには抵抗感があるものです。

訪問支援は支援対象者の抵抗感を生みやすいアプローチであることを十分に認識しておく必要があります。

(2) 訪問の事前準備

子供や保護者と会う前に、徹底して支援対象者の①支援の履歴、②興味や関心、③NGワード、④「困り」を事前に把握しておきます。

子供が学校に行かない、家から外に出てこないなどといった状態の場合は、保護者や学校関係者などから①～④について聞き取るなどして、訪問の準備を進めていきましょう。

子供は学校や居場所に来ているが、子供の様子が気になり保護者と連絡を取りたいという場合もあります。その場合においても、保護者に会うにあたって事前準備が必要です。上記の①～④について、可能な限り事前に情報を収集して訪問支援を行うようにしましょう。

参考：訪問支援の事前準備のポイント

支援の履歴の把握

これまでの支援の履歴を確認することで、何がうまくいったのか、何がうまくいかなかったのかを知ることができます。そうすることで、支援に係る同じ失敗を繰り返すことを防ぎ、訪問支援が成功する可能性を高められます。

興味や関心の把握

支援対象者の興味や関心事項を知ること、支援員が支援対象者と話すきっかけができ、支援対象者との関係が築きやすくなります。

NGワードの把握

支援対象者のNGワードを使ってしまうことにより、支援対象者が「この人とはもう会えない」と考えてしまう状態になってしまうことを防ぐことができます。

支援対象者の「困り」の把握

支援対象者が何らかの「困り」を感じているのか、かつて感じていたのか、支援対象者の「困り」の有無や程度を知ること、支援対象者へのアプローチ方法が検討しやすくなります。

(3) 「5分会える」ことを目指す

支援対象者が支援員に会う抵抗感や不安を可能な限り取り除くために、事前に収集した情報などから、訪問する支援者がどんな存在であれば、支援対象者が最も受け入れやすいかを考えます。

例えば、「福祉の専門家」としてよりも「進路について詳しい人」として訪問したほうが、支援対象者も話しやすいかもしれません。まずは『5分程度のあいさつ』ができることを目指して、支援者がどんな立ち位置であれば、支援対象者に安心され、会ってもらえるかを考えるように心がけましょう。

4 不登校の児童生徒への対応

(1) 不登校の背景や要因の把握

不登校は、「連続又は断続して年間 30 日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状態である（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義されています。

不登校はどの子供にも起こりうる状態であり、友人関係、生活リズムの乱れ、学習の遅れ、家庭環境の変化など不登校に至る背景や要因は一人ひとり異なります。

支援員がそれらを把握せずに子供や保護者に関わることは、子供や保護者の状態にそぐわない提案や助言をしてしまうこととなります。

また、不登校の要因が一時的なのかそれとも継続的なのかについて把握することも大切です。例えば、クラスメイトからのいじめがきっかけで長期欠席している場合、いじめの解決が子供の状態改善には欠かせません。

さらに、子供自身が、登校できなくなった理由について自覚していないこともあります。そのような場合、支援員が保護者や教員など周囲から情報を収集し、登校を困難にしている要因等を推測しながら対応していくこともあります。

不登校支援においては、学校復帰や教室復帰を目指すことも大切ですが、それだけでなく、「**子供の社会的自立に向けた支援を提供する**」という視点を持って対応を心がけることが重要です。

(2) 子供や保護者等のニーズの把握

支援員は不登校の子供や保護者に対し共感的かつ受容的に対応することが求められます。子供が登校できなくなることが続くと、良好であった親子関係も悪化していくこともあります。

支援員は、子供が学校に行けない状況について子供や保護者それぞれがどのように捉え、今後どうしていききたいのかなどについて丁寧に把握し対応していく必要があります。状況によっては、支援員が親子間の意見調整をしながら支援していくこともあるでしょう。

(3) 学校関係者や関係機関の支援者との連携

不登校の子供には複数の支援者が関わっていることがあります。それぞれの支援者が思い通りに支援を進めた場合、子供の状態悪化を招くことがあります。よりよい支援を実現するためには、子供や保護者に関わっている支援者がこれまでの支援を振り返り、必要に応じてそれぞれの支援方針や役割などを見直し、支援していくことが求められます。

不登校についてより深く理解するための参考資料

「不登校児童生徒への支援に関する最終報告 ～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」 平成 28 年 7 月 不登校に関する調査研究協力者会議

5 緊急性・重大性が高い事案への対応

(1) 児童虐待（疑い）への理解と対応

児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、ときには子供の生命さえ奪う著しい人権侵害であり、社会全体で取り組まなければならない課題です。

しかし、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。

事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、必要な支援策につなげることが重要です。

児童虐待を考える上で大切な原則は、「**子供の心身の安全を守る**」ことです。虐待であるかどうかは、保護者の意図とは関わりなく、**子供にとって有害であるか、子供自身が苦痛に感じているか**という視点から判断することが重要です。

児童虐待の防止等に関する法律第5条において、**児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見等に努めなければならないことが定められています。**

また、同法第6条において、**虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村、県（児童相談所、福祉事務所）に通告しなければならないことが定められています。**

※ 通告した場合においても、通告者保護の観点から、保護者には通告元を明かさないう徹底されることとなっています。

さらに、児童福祉法第21条の10の5において、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員**その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するように努めなければならないことが定められています。**

要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

【児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項】

- ・ 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・ 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・ 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

支援員は、職務を通じて、児童虐待発生リスクを抱える世帯の支援に関わる機会もあります。支援の過程で要支援児童等を把握したり、児童虐待が疑われた場合には、一人で抱え込まず、所属部署内で協議の上、市町村の児童相談担当課（家庭児童相談室）へ通告・情報提供するなど、適切に対応するようにしてください。

なお、子供への虐待は複雑な背景を伴って起こるといわれており、起こってしまったからでは支援は容易でなく、解決には多くの困難が伴うため、何よりも予防が大切になります。

要支援家庭を発見した場合は、育児不安や育児困難から児童虐待に発展しないよう、関係機関との連携の中で、支援員として必要な役割を果たすようにしてください。

■守秘義務との関係

関係機関等については、刑法又は関係資格法により**守秘義務規定**が設けられている場合があり、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となります。ただし、法令による行為など正当な行為については違法性が阻却され、これらの規定違反は成立しないこととされています（刑法第35条参照）。

児童虐待の防止や対応のために児童相談所や市区町村に通告や情報提供を行うことは、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者には、児童虐待防止法第5条第2項に基づき児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務があり、児童福祉法第10条又は第11条に基づき児童相談所や市区町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力するものであることから、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務に係る規定違反とはならないと考えられます。

■個人情報保護との関係

個人情報保護法においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされています（個人情報保護法第16条及び第23条）。

しかしながら、「**法令に基づく場合**」は、これらの規定は適用されないこととされており、**児童虐待防止法第6条第2項に基づき通告を行う場合や、同法第13条の4に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することになりません。**

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童虐待防止法第6条第2項に基づく通告や同法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられます

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではありません。

参考：平成28年12月16日付け雇児総発1216第1号「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

参考：虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）

1 保護者側のリスク要因

- 妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、10代の妊娠）
- 子どもへの愛着形成が十分に行われていない。（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。長期入院）
- マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- 元来性格が攻撃的・衝動的
- 医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- 被虐待経験
- 育児に対する不安やストレス（保護者が未熟等） 等

2 子ども側のリスク要因

- 乳児期の子ども
- 未熟児
- 障害児
- 何らかの育てにくさを持っている子ども 等

3 養育環境のリスク要因

- 未婚を含む単身家庭
- 内縁者や同居人がいる家庭
- 子連れ再婚家庭
- 夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭
- 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭
- 定期的な健康診査を受診しない 等

※「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改訂版）厚生労働省 第2章の表2-1より引用

児童虐待に関する理解を深めるための参考資料

- 「子どもの虐待に対応する関係機関のための手引き 改訂版」（平成24年3月）沖縄県
- 「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改訂版）厚生労働省

（2）子供の自傷他害への理解と対応

子供は発達途上の段階にあることもあり、大人と同じように自分の状態を客観的に理解し、自身の身を守ることが難しいことがあるかもしれません。または、劣悪な家庭環境などから自分の身を守る視点を持っていても他者に助けを求めることができない状態に陥っているかもしれません。

そのため、支援員が、子供が自身の体を傷つけていたり、家族などに対し暴力を振ったり物を壊したりするなどの状況を発見した場合は、所属部署内で協議した上で、学校、関係機関や専門家などに相談しながら対応しましょう。

子供の自傷他害の背景にはメンタルヘルスの不調、いじめ、虐待などが隠れていることもあります。学校や関係機関へ報告し情報を共有する必要があります。

(3) いじめへの理解と対応

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条において、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』と定義されています。

また、いじめが起こる場所は学校の内外を問わないとされており、いじめはどの学校でも起こりえることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという認識を持つ必要があります。

いじめに係る情報を得た際は、いじめ被害者の心情に配慮しながら、いつ、誰から、どのようなことをされていたのかなどをできるだけ詳しく聴き取り、いじめを受けたと思われる子供が在籍する学校へ速やかに報告またはその他適切な対応をしましょう。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれます。

いじめ防止に関する理解を深めるための参考資料

「沖縄県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成30年6月14日）沖縄県教育委員会

(4) 不調を抱えた子供や保護者への理解と対応

支援員は、心身に不調を抱えている子供や保護者に関わることもあります。

子供や保護者の心身の状態によっては、支援を行う際、子供や保護者が支援員の働き掛けに反応しなかったり、感情的に対応されたりするかもしれません。

そのような場合においても、支援員は常に誠意をもって対応するよう心がけましょう。また、一人で対応することにリスクがある場合は**複数名で対応**するようにしましょう。

参考資料 1 アセスメント等のためのツール

1 アセスメント等のためのツールの概要

(1) 概要

アセスメントツール等は、支援員が支援を行うにあたって行う一連の活動に関する記録や集計等に活用するものです。

相談や支援に関する記録は、支援内容の検討や、関係者間での情報共有、報告等のための基本情報となります。また、支援に係る情報を整理し記録することにより、担当者が不在の場合や異動などの場合にも、引き継ぎなどが円滑に行うことができます。

また、集計表等を用いれば、支援員の活動量や支援の成果等について、客観的に市町村全体の状況を把握することが可能となります。

(2) 内容

アセスメント等のためのツールの構成と内容は以下のとおりです。

区分	様式	備考
状態像の把握や支援の見立て等に活用	アセスメントシート【①基本シート】	世帯ごとに作成
	アセスメントシート【②子供シート】	20歳未満の子供ごとに作成
	アセスメントシート【③支援方針等検討シート】	世帯ごとに作成
支援経過の記録に活用	支援記録シート	世帯ごとに作成
支援結果の評価に活用	支援評価シート	世帯ごとに作成
活動量、活動結果及び支援による成果の集計に活用	「Ⅰ活動量」集計表	活動量の集計
	「Ⅱ活動結果(支援のつなぎ)」集計表	活動結果の集計
	「Ⅱ活動結果(行政による支援の開始)」集計表	
	「Ⅱ活動結果(支援による就労状況の変化)」集計表	
	「Ⅲ支援による成果(世帯の変化)」集計表	支援による成果の集計
「Ⅳ支援による成果(子供の変化)」集計表		

(3) 活用できる媒体

アセスメントツールは、紙媒体又は電子媒体（Microsoft Excel ワークシート）で利用することができます。沖縄県子ども未来政策課のホームページからダウンロードしてご利用ください。

2 アセスメント等のためのツールの利用方法

(1) 状態像の把握や支援の見立て

支援対象世帯や関係機関等から相談や情報提供等があった場合に、**アセスメントシート【①基本シート】(世帯ごとに作成)**及び**アセスメントシート【②子供シート】(子供ごとに作成)**に情報を記録します。

当初の相談・情報入手経路からの情報に加え、学校や関係機関等から必要な情報を入手するなどして、支援の見立てを行うために必要となる情報を整理します。(様式に記載のある項目すべてを埋められなくても構いません。)

整理した情報に基づき支援の必要性や緊急性を検討し、**アセスメントシート【①基本シート】**の「**スクリーニング**」欄に記載します。

支援の必要性があると判断した場合は、**アセスメントシート【③支援方針等検討シート】**に沿って、子供や世帯が抱える課題を整理したうえで、支援目標及び目標実現に向けた支援の方策をまとめます。

(2) 支援経過の記録

支援の方策を決定したら、その内容に基づき、行政サービスの利用、社会資源の活用、専門機関・関係機関へのつなぎや、世帯や子供に対する相談等を行います。

支援にあたり電話、訪問、面談、会議などを行うごとに、その内容を**支援記録シート**に記録します。

(3) 支援結果の評価

支援評価シートを活用し、実施した支援の内容について一定期間ごと(毎年度末など)や、支援の終結を検討する際などに評価を行い、必要がある場合は、支援内容を見直すようにしましょう。

評価においては、支援対象世帯に対する活動量、活動結果、支援による成果(世帯の変化、子供の変化)を整理したうえで、支援当初にたてた支援目標が達成されているか、検討しましょう。

支援目標の達成状況等により、その後の支援継続、支援中断、支援終結のいずれかを判断しましょう。支援を継続する場合は、支援対象者の状況や支援対象者を取り巻く環境等が変化している場合がありますので、再度アセスメントを行いましょう。

(4) 活動量、活動結果及び支援による成果の集計

市町村全体の支援員の活動状況や成果を図るためには、個々の支援結果について集計する

必要があります。**支援評価シート**に記載する **I 活動量**、**II 活動結果**、**III 支援による成果（世帯の変化）**、**IV 支援による成果（子供の変化）** それぞれについて、**集計表**を用意しています。

評価シートの内容を**集計表**に転記すれば、各項目についての市町村全体の数値が集計できます。集計したデータは、内閣府への実績報告の際にも活用できます。

アセスメントシート【①基本シート】

※世帯ごとに作成

■世帯の基本情報

保護者 氏名・性別	フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他	生年月日 年齢	西暦 年 月 日 歳
現住所				電話 メール
留意事項	<input type="checkbox"/> DV等の背景事情があるため相談者の住所・連絡先の取り扱い注意			

■相談・情報入手経路等

支援員が コンタクトした 契機	<input type="checkbox"/> 対象世帯からの連絡 <input type="checkbox"/> 学校からの情報 <input type="checkbox"/> 居場所・子ども食堂からの情報 <input type="checkbox"/> 行政・要対協等からの情報 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員からの情報 <input type="checkbox"/> 地域団体（自治会・社協等）からの情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）
-----------------------	---

■主訴・状況

相談内容	(支援が必要となっている事情等) ※あてはまるもの全てチェック		
	<input type="checkbox"/> 生活に関する問題 <input type="checkbox"/> 福祉に関する問題 <input type="checkbox"/> 子どもの教育に関する問題 <input type="checkbox"/> 就労に関する問題 <input type="checkbox"/> 金銭に関する問題 <input type="checkbox"/> 住居に関する問題 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
家族状況	(具体的な内容)		
	家族数	同居家族の人数 人 (うち20歳未満の子供の人数) 人	家族構成 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子ども(20歳未満) <input type="checkbox"/> その他（ ）
保護者等の 就労状況	父	<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用 <input type="checkbox"/> 自営・役員等 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> その他 勤め先	
	母	<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用 <input type="checkbox"/> 自営・役員等 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> その他 勤め先	
	父母以外 ()	<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用 <input type="checkbox"/> 自営・役員等 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> その他 勤め先	
世帯の 経済状況等	家計の 状況	手取額(月額) 円	支出額(月額) 円 その他(養育費、債務など)
	課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 住民税課税世帯	
	生活保護 就学援助	<input type="checkbox"/> 両方受給あり <input type="checkbox"/> 生活保護のみ受給あり <input type="checkbox"/> 就学援助のみ受給あり <input type="checkbox"/> 両方受給なし <input type="checkbox"/> 不明	
	その他 公的給付 受給	<input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障がい児福祉手当 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
キーパーソン (頼れる人など)	氏名	関係	連絡先
	期待できる事項		

■スクリーニング

<input type="checkbox"/> 情報提供や相談対応で終了 <input type="checkbox"/> 【緊急性あり】今後、他の制度や機関へのつなぎを調整 <input type="checkbox"/> 【緊急性なし】今後、他の制度や機関へのつなぎを調整 <input type="checkbox"/> その他、支援を検討	➡	②「子供シート」の情報も含め整理し、③「アセスメント結果整理及び支援方針検討シート」で支援方針等を検討
---	---	---

世帯ID	子供ID	受付日(最終更新)
------	------	-----------

アセスメントシート【②子供シート】

※20歳未満の子供それぞれについて作成

■基本情報

子供氏名・性別	フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他	生年月日 年齢	西暦 年 月 日 歳
学校名、就職先等	<input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> こども園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高校(昼間) <input type="checkbox"/> 高校(夜間) <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 大学・短大 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 無職・その他			(学校名等) _____ (学年) _____ 年 (連絡先) _____
参加している居場所など	<input type="checkbox"/> 学童クラブ <input type="checkbox"/> 部活動 <input type="checkbox"/> 子供の居場所、子ども食堂 <input type="checkbox"/> 無料塾 <input type="checkbox"/> その他	名称 _____ 名称 _____ 名称 _____ 名称 _____ 名称 _____	連絡先 _____ 連絡先 _____ 連絡先 _____ 連絡先 _____ 連絡先 _____	

■状態像Ⅰ(不登校、ひきこもり、ニート等)

不登校	【不登校児童生徒の定義(文部科学省)】 「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」 (上記定義にあてはまる年間欠席日数、不登校状態の判断) <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>現年度</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td>日</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 現在不登校状態に該当 <input type="checkbox"/> 今後不登校状態になる懸念あり	現年度	日	前年度	日
現年度	日				
前年度	日				
別室登校	<input type="checkbox"/> 学籍があるが教室に入れない事情があり、校内の別室を利用している				
進路未決定	【進路未決定の定義(学校基本調査)】 「中学卒業後、もしくは、高校卒業後、就職(一時的な職を含む)も進学もしないもの」 (上記定義にあてはまる状態の判断) <input type="checkbox"/> 進路未決定【見込み】(現在中3生、高3生等で卒業後の進路が未決定となる見込み) <input type="checkbox"/> 進路未決定(過卒生であって進路未決定状態が継続)				
ひきこもり	【ひきこもりの定義(厚生労働省)】 「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出を含む)」 (上記定義にあてはまる状態の判断) ※不登校状態と重複する場合もチェック <input type="checkbox"/> 現在ひきこもり状態に該当 <input type="checkbox"/> 今後ひきこもり状態になる懸念あり				
ニート	【ニートの定義(内閣府)】 「15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない状態」 ※学校に籍がある者は除外するため、不登校であってもニートにはカウントしないこと。 (上記定義にあてはまる状態の判断) <input type="checkbox"/> 現在ニート状態に該当 <input type="checkbox"/> 今後ニート状態になる懸念あり				

■状態像Ⅱ(家族・生活全般)

家族関係	<input type="checkbox"/> 迷惑行為 <input type="checkbox"/> 家庭不和 <input type="checkbox"/> 虐待(疑い含む) <input type="checkbox"/> 家庭内暴力 <input type="checkbox"/> DV <input type="checkbox"/> 養育者の精神疾患 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
健康・障害	<input type="checkbox"/> 食生活の乱れ <input type="checkbox"/> 睡眠の乱れ <input type="checkbox"/> 抑うつ <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 自殺傾向 <input type="checkbox"/> 身体疾患・障害 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
学校	<input type="checkbox"/> 学業不振 <input type="checkbox"/> 進路に関する悩み <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 対人関係 <input type="checkbox"/> 校内トラブル <input type="checkbox"/> その他 (_____)
非行	<input type="checkbox"/> 不良行為少年 <input type="checkbox"/> 非行少年 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
その他	<input type="checkbox"/> ネット・SNSトラブル <input type="checkbox"/> 性の悩み <input type="checkbox"/> 若年妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 仕事・アルバイトに関する悩み・トラブル等 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

■状態像Ⅲ(発達障害・精神疾患)

発達障害	<input type="checkbox"/> 診断歴なし <input type="checkbox"/> 診断歴あり <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 不明	診断	
精神疾患	<input type="checkbox"/> 診断歴なし <input type="checkbox"/> 診断歴あり <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 不明	診断	

アセスメントシート【②子供シート】
「■状態像Ⅱ(家族・生活全般)」に係る定義又は判断の目安

区分	状態像	定義又は判断の目安
家族関係	迷惑行為	身の回りを片付けない、時間帯や音量を考えずに音楽を聴くなど、同居家族への配慮がなく生活している。
	家庭不和	虐待や家庭内暴力はみられないが、家族構成員(本人含む)間が不仲であったり、ハラスメントがある。
	児童虐待(疑い)	以下のような状態がある。またそれらの疑いがある場合。 ●身体的虐待(殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど) ●性的虐待(子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど) ●ネグレクト(家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど) ●心理的虐待(言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス)など)
	家庭内暴力	家族構成員間における暴言、暴力がみられる。
	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。「暴力」は身体的、精神的、性的、経済的などの要素を含む。
	養育者の精神疾患	主たる養育者が精神疾患に罹患している、もしくは、その疑いがある。
健康・障害	食生活の乱れ	食事の量や回数が増えたり減ったりしている。
	睡眠の乱れ	昼夜逆転の状態や、眠れない、眠りすぎの状態がある。
	抑うつ	抑うつ状態のため日常生活で困った状況がある。
	不安	不安が高いため日常生活で困った状況がある。
	自殺傾向	自殺を真剣に考える(自殺念慮)ことや、自殺を計画したり、自殺を試みたことがある。
	身体疾患・障害	医療機関で何らかの身体疾患と診断がされていたり、身体上の障害があると認められている。
学校	学業不振	学校において学習面で困難がある。
	進路に関する悩み	進路が決められず困っている。
	いじめ	以下の「いじめの定義」に該当する事実が過去または現在ある。 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
	対人関係	学校や学内において当事者の対人スキル不足などから対人関係上の困難がある。
	校内トラブル	学校との折り合いが悪く、意思の疎通が困難である。
非行	不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為(以下「不良行為」という。)をしている少年をいう。
	非行少年	犯罪少年(罪を犯した少年)、触法少年(刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年)、虞犯少年(性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。
その他	ネット・SNSトラブル	インターネットやSNS上で問題が生じている。
	性の悩み	性別、性自認、性的指向に葛藤が生じていたり、その他、性に関する悩みを抱えている。
	若年妊娠・出産	20歳未満での妊娠・出産。
	仕事・アルバイトに関する悩み・トラブル等	仕事・アルバイトを行う上で生じる悩み・トラブル。

アセスメントシート【③支援方針等検討シート】

※①シートのスクリーニングで支援が必要と判断した場合に活用

I 現状と課題の整理

課題(優先順が高い順に整理)	
課題領域ごとの整理	現状・背景
(1)生活(家族関係等含む)	
(2)福祉	
(3)子どもの教育	
(4)住居	
(5)就労・雇用	
(6)金銭・収入	
(7)医療・健康	
(8)その他	

課題に関する他の関係機関等の情報・見解など



II 支援目標の設定

何を	どのように (社会資源や制度へのつなぎ等含む)	どのくらい改善する

支援記録シート

実施日・担当者	方法 (複数チェック可)	対応相手先 (複数チェック可)	対応・支援内容記録
■日時 年 月 日 ■担当者	<input type="checkbox"/> 電話相談・連絡 <input type="checkbox"/> 訪問・同行支援 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 会議（庁内） <input type="checkbox"/> 会議（他機関等） <input type="checkbox"/> 他機関への電話照会 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 保護者等 () <input type="checkbox"/> 子供 () <input type="checkbox"/> 関係機関等 () <input type="checkbox"/> その他 ()	(対応・支援内容) (今後の対応、次回約束など)
■日時 年 月 日 ■担当者	<input type="checkbox"/> 電話相談・連絡 <input type="checkbox"/> 訪問・同行支援 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 会議（庁内） <input type="checkbox"/> 会議（他機関等） <input type="checkbox"/> 他機関への電話照会 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 保護者等 () <input type="checkbox"/> 子供 () <input type="checkbox"/> 関係機関等 () <input type="checkbox"/> その他 ()	(対応・支援内容) (今後の対応、次回約束など)
■日時 年 月 日 ■担当者	<input type="checkbox"/> 電話相談・連絡 <input type="checkbox"/> 訪問・同行支援 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 会議（庁内） <input type="checkbox"/> 会議（他機関等） <input type="checkbox"/> 他機関への電話照会 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 保護者等 () <input type="checkbox"/> 子供 () <input type="checkbox"/> 関係機関等 () <input type="checkbox"/> その他 ()	(対応・支援内容) (今後の対応、次回約束など)

※4件目以上は本シートをコピーして作成

支援評価シート

※継続的支援が終了したときに作成します。(長期にわたる場合は毎年度末にも評価を行います。)

評価回数	<input type="checkbox"/> 初回	<input type="checkbox"/> 2回目以上 (<input type="text"/> 回目)
------	-----------------------------	--

I 活動量

活動区分	延べ回数	活動区分	延べ回数	活動区分	延べ回数	活動区分	延べ回数
①電話相談・連絡	<input type="text"/> 回	②訪問・同行支援	<input type="text"/> 回	③面談	<input type="text"/> 回	④会議(庁内)	<input type="text"/> 回
⑤会議(関係機関等)	<input type="text"/> 回	⑥他機関等への電話照会	<input type="text"/> 回	⑦その他	<input type="text"/> 回		

II 活動結果

支援の つなぎ	氏名 ※世帯全体に及ぶ場合は「世帯」と記入	つないだ時期	つなぎ先
	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="checkbox"/> 居場所 <input type="checkbox"/> 市町村役場 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)
	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="checkbox"/> 居場所 <input type="checkbox"/> 市町村役場 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)
	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="checkbox"/> 居場所 <input type="checkbox"/> 市町村役場 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)
行政による 支援の開始	支援内容	支援開始時期	備考
	<input type="checkbox"/> 生活保護	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	<input type="checkbox"/> 就学援助	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	<input type="checkbox"/> 児童手当・児童扶養手当	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	<input type="checkbox"/> その他の手当	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援制度の支援	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
<input type="checkbox"/> その他(医療費助成など)	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
支援による 就労状況 の変化	<input type="checkbox"/> 転職した (転職による労働条件の改善状況があった場合に記入)		
	<input type="checkbox"/> 就労を始めた	<input type="checkbox"/> 給与水準の向上	<input type="checkbox"/> 勤務時間の改善
	<input type="checkbox"/> 職業訓練を受けた	<input type="checkbox"/> 正規社員としての雇用	<input type="checkbox"/> 社会保険の適用
	<input type="checkbox"/> 講習会を受講した	<input type="checkbox"/> 仕事内容の改善	<input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)
	<input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)		

III 支援による成果(世帯の変化)

(1)生活(家族関係等含む)	<input type="checkbox"/> 家族関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 子育てや育児の負担軽減
(2)福祉	<input type="checkbox"/> 福祉制度利用・手続きの開始 <input type="checkbox"/> 福祉関係機関との関係構築
(3)子供の教育	<input type="checkbox"/> 教育費・必要物品の確保 <input type="checkbox"/> 無料塾等の利用開始 <input type="checkbox"/> 進路の悩み解消・改善
(4)就労	<input type="checkbox"/> 職場定着 <input type="checkbox"/> 就職活動開始 <input type="checkbox"/> 転職・就労開始 <input type="checkbox"/> 職業訓練・就学開始
(5)金銭・収入	<input type="checkbox"/> 就労収入の増 <input type="checkbox"/> 債務の整理 <input type="checkbox"/> 公的給付等の受給開始
(6)住居	<input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定(公営住宅等含む) <input type="checkbox"/> 母子生活支援施設等利用開始
(7)その他	<input type="checkbox"/> 医療機関受診 <input type="checkbox"/> 孤立の解消 <input type="checkbox"/> 意欲の向上 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)

IV 支援による成果(子供の変化)

子供① 氏名	(1)生活(家族関係等含む)	<input type="checkbox"/> 親子関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 虐待等の防止(通報)	
	(2)学習・学校生活	<input type="checkbox"/> 勉強時間・学習意欲の増 <input type="checkbox"/> 学力の向上 <input type="checkbox"/> 不登校の改善 <input type="checkbox"/> いじめの改善	
	(3)意欲・希望	<input type="checkbox"/> 意欲の向上 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 将来の夢や希望ができた	
	ID	(4)医療・健康	<input type="checkbox"/> 適切な医療機関の受診 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 発達障害等の診断・支援開始
		(5)社会参加	<input type="checkbox"/> 社会参加機会の増 <input type="checkbox"/> スポーツ・体験活動等の機会の増 <input type="checkbox"/> 対人関係の改善
		(6)その他	<input type="checkbox"/> その他 ()
子供② 氏名	(1)生活(家族関係等含む)	<input type="checkbox"/> 親子関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 虐待等の防止(通報)	
	(2)学習・学校生活	<input type="checkbox"/> 勉強時間・学習意欲の増 <input type="checkbox"/> 学力の向上 <input type="checkbox"/> 不登校の改善 <input type="checkbox"/> いじめの改善	
	(3)意欲・希望	<input type="checkbox"/> 意欲の向上 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 将来の夢や希望ができた	
	ID	(4)医療・健康	<input type="checkbox"/> 適切な医療機関の受診 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 発達障害等の診断・支援開始
		(5)社会参加	<input type="checkbox"/> 社会参加機会の増 <input type="checkbox"/> スポーツ・体験活動等の機会の増 <input type="checkbox"/> 対人関係の改善
		(6)その他	<input type="checkbox"/> その他 ()
子供③ 氏名	(1)生活(家族関係等含む)	<input type="checkbox"/> 親子関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 虐待等の防止(通報)	
	(2)学習・学校生活	<input type="checkbox"/> 勉強時間・学習意欲の増 <input type="checkbox"/> 学力の向上 <input type="checkbox"/> 不登校の改善 <input type="checkbox"/> いじめの改善	
	(3)意欲・希望	<input type="checkbox"/> 意欲の向上 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 将来の夢や希望ができた	
	ID	(4)医療・健康	<input type="checkbox"/> 適切な医療機関の受診 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 発達障害等の診断・支援開始
		(5)社会参加	<input type="checkbox"/> 社会参加機会の増 <input type="checkbox"/> スポーツ・体験活動等の機会の増 <input type="checkbox"/> 対人関係の改善
		(6)その他	<input type="checkbox"/> その他 ()
子供④ 氏名	(1)生活(家族関係等含む)	<input type="checkbox"/> 親子関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 虐待等の防止(通報)	
	(2)学習・学校生活	<input type="checkbox"/> 勉強時間・学習意欲の増 <input type="checkbox"/> 学力の向上 <input type="checkbox"/> 不登校の改善 <input type="checkbox"/> いじめの改善	
	(3)意欲・希望	<input type="checkbox"/> 意欲の向上 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 将来の夢や希望ができた	
	ID	(4)医療・健康	<input type="checkbox"/> 適切な医療機関の受診 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 発達障害等の診断・支援開始
		(5)社会参加	<input type="checkbox"/> 社会参加機会の増 <input type="checkbox"/> スポーツ・体験活動等の機会の増 <input type="checkbox"/> 対人関係の改善
		(6)その他	<input type="checkbox"/> その他 ()

IV 目標達成状況

支援目標		達成状況
①		
②		
③		

支援継続

(支援継続理由)

支援中断

(支援中断日)

年 月 日

(支援中断理由)

支援終結

(支援終結日)

年 月 日

(支援終結理由)

別紙 成果の項目対照表(「Ⅲ支援による成果(世帯の変化)」集計表)

(1) 生活	① 家族関係の改善
	② 生活習慣の改善
	③ 子育てや育児の負担軽減
	④ その他
(2) 福祉	① 福祉制度利用・手続きの開始
	② 福祉関係機関との関係構築
	③ その他
(3) 子供の教育	① 教育費・必要物品の確保
	② 無料塾等の利用開始
	③ 進路の悩み解消・改善
	④ その他
(4) 就労	① 職場定着
	② 就職活動開始
	③ 転職・就労開始
	④ 職業訓練・就学開始
	⑤ その他
(5) 金銭・収入	① 就労収入の増
	② 債務の整理
	③ 公的給付等の受給開始
	④ その他
(6) 住居	① 住まいの確保・安定(公営住宅含む)
	② 母子生活支援施設等利用開始
	③ その他
(7) その他	① 医療機関受診
	② 孤立の解消
	③ 意欲の向上
	④ 精神の安定
	⑤ その他

別紙 成果の項目対照表(「IV支援による成果(子供の変化)」集計表)

(1) 生活	①	親子関係の改善
	②	生活習慣の改善
	③	虐待等の防止(通報)
	④	
	⑤	
(2) 学習・ 学校生活	①	勉強時間・学習意欲の増
	②	学力の向上
	③	不登校の改善
	④	いじめの改善
	⑤	
(3) 意欲・ 希望	①	意欲の向上
	②	精神の安定
	③	将来の夢や希望ができた
	④	
	⑤	
(4) 医療・ 健康	①	適切な医療機関の受診
	②	健康状態の改善
	③	発達障害等の診断・支援開始
	④	
	⑤	
(5) 社会参加	①	社会参加機会の増
	②	スポーツ・体験活動等の機会の増
	③	対人関係の改善
	④	
	⑤	

参考資料 2 参考情報

1 子供の貧困対策に関する連絡先・相談窓口等

(1) 子供の貧困対策に関する各自治体の窓口

自治体名	課名	係名等	電話番号
沖縄県	子ども未来政策課	事業推進班	098-866-2100
那覇市	保護管理課	自立支援班	098-861-5193
宜野湾市	生活福祉課	生活支援係	098-893-4411(内569)
石垣市	こども家庭課	福祉係	0980-87-0771
浦添市	こども政策課	政策係	098-876-1234(内3644)
名護市	生活支援課	生活サポート係	0980-53-1212(内140)
糸満市	こども未来課	こども未来係	098-840-8191
沖縄市	こども企画課		098-939-1212(内3402)
豊見城市	社会福祉課	自立支援班	098-850-0141
うるま市	こども未来課		098-989-5313
宮古島市	福祉政策課	地域福係	098-073-1981
南城市	児童家庭課	児童家庭係	098-946-8995
国頭村	福祉課		0980-41-2765
大宜味村	住民福祉課	福祉係	0980-44-3003
東村	福祉保健課		0980-43-2202
今帰仁村	福祉保健課	福祉係	0980-56-4189
本部町	福祉課	児童福祉班	0980-47-2165
恩納村	学校教育課		098-966-1209
宜野座村	健康福祉課		098-968-3253
金武町	こども支援課	児童福祉係	098-968-2223
伊江村	福祉課		0980-49-3160
読谷村	こども未来課	子育て支援係	098-982-9240
嘉手納町	子ども家庭課	児童福祉係	098-956-1111(内271)
北谷町	子ども家庭課	子育て支援係	098-982-7709
北中城村	福祉課	児童福祉係	098-935-2233(内253)
中城村	福祉課		098-895-2131
西原町	こども課	子育て支援係	098-945-5311
与那原町	子育て支援課	児童扶養手当係	098-945-6520
南風原町	こども課		098-889-7028
渡嘉敷村	民生課		098-987-2322
座間味村	総務・福祉課		098-896-4045
粟国村	民生課		098-988-2017
渡名喜村	民生課		098-989-2317
南大東村	福祉民生課		0980-22-2036
北大東村	福祉衛生課		0980-23-4055
伊平屋村	住民課		098-046-2142
伊是名村	住民福祉課		0980-45-2819
久米島町	福祉課		098-985-7124
八重瀬町	児童家庭課		098-998-7163
多良間村	教育課		0980-79-2674
竹富町	福祉支援課		0980-82-6191
与那国町	長寿福祉課		0980-87-3575

(2) 沖縄県子ども若者みらい相談プラザsorae(子供・若者に関する総合相談窓口)

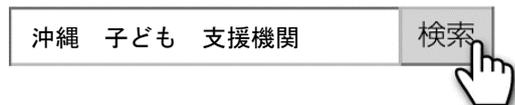
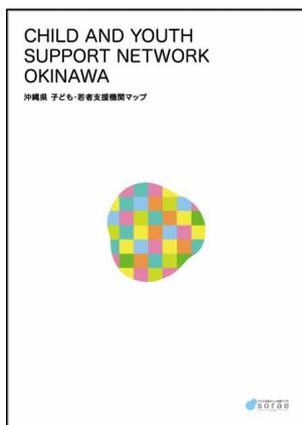
『沖縄県子ども若者みらい相談プラザsorae』は、ニート、ひきこもり、不登校はじめ様々な悩みを抱える子供・若者のための総合相談センターです。

住所	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟3階
電話番号	098-943-5335
利用時間	10:00～18:00 定休日:月・日・祝(年末年始は除く)
対象	県内の39歳までの子ども・若者
支援方法	電話相談、来所相談、訪問相談
料金	無料

(3) 沖縄県子ども・若者支援機関マップ

『沖縄県子ども若者みらい相談プラザsorae』のホームページに、子ども・若者支援に関する「教育」、「福祉・地域」、「雇用」、「心理・医療」に関する支援機関の情報をまとめた『沖縄県子ども・若者支援機関マップ Vol.2』が掲載されています。

無料でPDF形式でのダウンロードもできますので、ご活用ください。



(4) こどもミライ(子育て等に関する支援情報検索サイト)

「こどもミライ」は、沖縄県が設置した、県や各市町村の子育て等に関する支援情報が検索ができるサイトです。子育て世帯の方から支援員まで、幅広くご利用いただけます。

【情報の調べ方】

「目的別」か「ライフステージ別」から選択し、必要な支援情報を絞り込むことができます。また、「地域」や「フリーワード」で条件を絞って検索することなども可能となっています。



2 子供の貧困に関係する主な指標

「沖縄県子どもの貧困対策計画」に掲げる指標について目標値や進捗等をまとめています。
あなたの活動する地域の状況を把握する際の、参考にご活用下さい。

(1) 子供の貧困に関する指標及び目標値

No	区分	指標名		沖縄県			基準年(又は年度)と比較した数値の達成状況	(参考)全国	
				基準年度又は年	直近値	目標値(H33)		基準年度又は年	直近値
1	乳幼児期	乳幼児健康診査の受診率	乳児	89.2% (H25年度)	91.2% (H28年度)	95.0% (H31年度)	改善	95.3% (H25年度)	95.6% (H28年度)
2			1歳6か月児	86.9% (H25年度)	90.3% (H28年度)	94.0% (H31年度)	改善	94.9% (H25年度)	96.4% (H28年度)
3			3歳児	84.0% (H25年度)	87.3% (H28年度)	91.0% (H31年度)	改善	92.9% (H25年度)	95.1% (H28年度)
4		乳児全戸訪問事業における訪問率		83.0% (H25年度)	89.1% (H28年度)	92.0%	改善	90.6% (H25)	94.8%
5		養育支援訪問事業の実施市町村数		17市町村 (H25年度)	22市町村 (H29.4月)	22市町村	改善/ 目標値達成	-	1,332市町村
6		里親等委託率		34.6% (H26年度)	35.3% (H29年度)	現行水準を維持	改善/ 目標値達成	16.5% (H26年度)	18.3% (H28年度)
7		ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所、幼稚園)		71.3% (H25)	71.3% (H25)	全国平均並	-	72.3% (H23)	65.9% (H28)
8		保育所等利用待機児童数		2,591人 (H27年度)	1,884人 (H30年度)	0人	改善	23,167人 (H27)	26,081人 (H29)
9	小・中学生期	放課後児童クラブ平均月額利用料		10,115円 (H26年度)	9,199円 (H29年度)	低減	改善/ 目標値達成	-	-
10		小学校児童の不登校(児童千人当たり)		4.6人 (H26年度)	6.9人 (H28年度)	2.0人	後退	3.9人 (H26)	4.7人 (H28)
11		中学校生徒の不登校(生徒千人当たり)		32.0人 (H26年度)	34.8人 (H28年度)	20.0人	後退	27.6人 (H26)	34.8人 (H28)
12		全国学力・学習状況調査平均正答率	小学校	63.6% (H27年度)	64.3% (H29年度)	全国水準を維持	改善/ 目標値達成	63.2% (H27)	64.2% (H29)
13			中学校	53.5% (H27年度)	59.8% (H29年度)	全国水準へ到達	改善	60.1% (H27)	65.6% (H29)
14		高等学校等進学率		96.5% (H27年度)	96.9% (H28年度)	98.5%	改善	98.5% (H27)	98.8% (H28)
15		生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		83.5% (H25)	85.2% (H29)	全国平均並	改善	90.8% (H25)	93.3% (H28)
16		児童養護施設の子どもの高等学校等進学率		100% (H26)	100% (H29)	現行水準を維持	改善/ 目標値達成	97.2% (H26)	97.5% (H28)
17		スクールソーシャルワーカーの配置人数		20人 (H28年度)	20人 (H29年度)	配置人数や区域を順次拡大	横ばい	21人 (H25)	30人 (H28)

No	区分	指標名		沖縄県			基準年(又は年度)と比較した数値の達成状況	(参考)全国	
				基準年度又は年	直近値	目標値(H33)		基準年度又は年	直近値
18	小・中学生期	スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合	小学校	65.0% (H26年度)	69.8% (H29年度)	100%	改善	37.6% (H25)	58.6% (H28)
19			中学校	100% (H26年度)	100% (H29年度)	100%	横ばい/ 目標値達成	82.4% (H25)	88.4% (H28)
20		就学援助制度に関する周知状況	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	46.3% (H25年度)	75.6% (H29年度)	100%	改善	61.9% (H25)	75.3% (H28)
21			入学時に学校で就学援助の書類を配付している市町村の割合	36.6% (H25年度)	63.4% (H29年度)	100%	改善	61.0% (H25)	73.1% (H28)
22		就学援助を申請しなかった理由として「就学援助を知らなかった」とする貧困世帯の割合(小学5年生保護者)		20.0% (H27年度)	20.0% (H27年度)	0%	横ばい	-	-
23		地域等における子どもの学習支援(無料塾等)		33市町村 (H27年度)	40市町村 (H29年度)	41市町村	改善	-	-
24		中学校卒業後の進路未決定率		2.5% (H26年度)	2.1% (H28年度)	全国平均並	改善	0.7% (H26)	0.6% (H28)
25	高校生期	高等学校中途退学率		2.2% (H26年度)	2.1% (H28年度)	全国平均並	改善	1.5% (H26)	1.4% (H28)
26		生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		3.7% (H24年度)	2.6% (H28年度)	県平均並	改善	5.3% (H24)	4.5% (H27)
27		高等学校生徒の不登校(生徒千人当たり)		28.2人 (H26年度)	32.3人 (H28年度)	16.0人	後退	15.9人 (H26)	14.7人 (H28)
28		大学等進学率		39.8% (H26年度)	39.5% (H28年度)	45.0%	後退	54.5% (H26)	54.7% (H28)
29		生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		30.8% (H25)	32.5% (H29)	全国平均並	改善	32.9% (H25)	33.1% (H28)
30		児童養護施設の子どもの大学等進学率		26.1% (H26)	29.4% (H29)	県平均並	改善	22.7% (H26)	24.0% (H28)
31		高校卒業後の進路未決定率		12.1% (H26年度)	14.0% (H28年度)	全国平均並	後退	4.4% (H26)	4.7% (H28)
32	大学生期	県外進学大学生支援事業(給付型奨学金)による支援人数		0人 (H27年度)	50人 (H29年度)	100人	改善	-	-
33	支援を要する若者	若年無業者率(15歳~34歳人口に占める無業者の割合)		4.6% (H26年度)	3.1% (H29年度)	全国平均並	改善	2.1% (H26)	2.1% (H29)
34	保護者	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)		399世帯 (H26年度)	611世帯 (H28年度)	800世帯	改善	25,621世帯 (H26年度)	34,001世帯 (H28年度)

(2) 子供の貧困に関する参考指標

No	区分	指標名	沖縄県		(参考)全国	
			基準年度又は年	直近値	計画掲載値	直近値
1	中学・高校生 期	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	1.6% (H25)	3.5% (H28)	2.5% (H25)	1.3% (H28)
2		生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校卒業後)	39.3% (H25)	44.5% (H28)	46.1% (H25)	47.9% (H28)
3		児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後)	69.6% (H26)	58.8% (H29)	70.9% (H26)	70.4% (H28)
4	保護者	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	87.5% (H25)	87.5% (H25)	80.6% (H23)	81.8% (H28)
5		ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	92.3% (H25)	92.3% (H25)	91.3% (H23)	85.4% (H28)
6	その他	不良行為少年補導人員(人口千対)	132人 (H26)	46人 (H29)	32人 (H26)	22人 (H29)
7		就学援助率	19.65% (H25)	20.39% (H27)	15.42% (H25)	15.23% (H27)
8		子どもの貧困率	29.9% (H26)	29.9% (H26)	16.3% (H24)	13.9% (H27)
9		子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	58.9% (H26)	58.9% (H26)	54.6% (H24)	50.8% (H27)

3 主な関係法令等

■子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

以下(略)

■児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される

よう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

■児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

2～4(略)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 (略)
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ～ト(略)

- 三 (略)

2～5(略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

■個人情報保護法(昭和二十二年法律第百六十四号)

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

2~10 (略)

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 (略)

■いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)をいう。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等

の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。